### ボランティア・市民活動助成説明会

平成25年7月9日(火) 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会 三浦市ボランティアセンター

# 次第

- 1. 開会
- 2. 事務局長挨拶
- 3. 市民活動助成事業について
- 4. 質疑応答
- 5. 閉会

## 今日の説明点

- □今までの助成の説明
- □新しい助成の説明
- □申請~報告の流れ
- □申請書・報告書の書き方

## 今までの助成

- □ 平成24年度福祉当事者団体助成事業
- □ 15団体 59万7千円
  - □ 平均2万5957円、中央値2万5千円
- □ 平成24年度ボランティアグループ助成事業
- □ 23団体 70万3千円
  - □ 平均4万6867円、中央值3万2500円
- □トータル 38団体 130万円
- □財源 市補助金・県共同募金・社協会費・寄付金

経理区分間繰入金

介護保険事業・自立支援事業収入など

## 主な変更点

- □年間を通じての申請受付
- □市民審査会の開催(三浦市民生活向上会議)
- □申請・報告様式

## 新しい助成の要綱

### 第1条(趣旨)

この要綱は、三浦市社会福祉協議会(以下「本会」とする。)市民活動助成事業(以下「当事業」とする。)の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

### 第2条(目的)

□ 当事業は、三浦市及び三浦市民が抱える福祉的課題の解決のため、自発的かつ創造的な活動に挑戦する個人・団体等(以下「団体等」とする。)に対して助成を行うことにより、地域住民による主体的な地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## 第3条(対象となる団体等)

□対象とする団体等は、地域住民の主体的参加に基づく 地域福祉活動を行う団体等であり、活動の主たる基盤 を三浦市内に有する民間の非営利団体等とする。また 、第4条で定める活動を実施するものとする。

### 第4条(対象となる活動)

- □対象とする活動は、以下の要件を満たすものとする。
  - (1) 三浦市及び三浦市民が抱える福祉的課題の解決のための活動であること。
  - (2)活動の公益性・社会性が高いこと。
  - (3) 実施主体が自発的に行う活動であること。
  - (4)活動内容が創造的であること。
  - (5)他団体との連携によって、新たな活動領域を開拓するなど団体間の相乗効果を意図して活動していること。

### 第4条(対象となる活動)

- □2 ただし、以下の活動は対象外とする。
  - (1)会員・構成員間の自助・互助のための活動
  - (2) NPO法人が定款で定める主幹事業

## 第5条(助成金)

- □ 助成金については、下記のとおりとする。
  - (1)助成金は原則として、第4条で定めた活動の 必要経費の不足部分を補うためのものとする。
  - (2)助成金額については、本会会長宛に団体等からの申請を受け、第8条に定める審査を経て決定する。
  - (3)助成は、予算の範囲にて行う。予算の財源は、市補助金、会費、共同募金配分金とする。

# 第6条

- □ ただし、下記の経費について助成金を充てることはできないものとする。
  - (1)賃金等の人件費
  - (2)他団体等への寄付

## 第7条(申請)

- □助成金の申請には、本会が定める様式(別紙「様式 I」)を使用し、本会会長宛に申請書類を提出するもの とする。
- □ 2 助成金の申請については、活動の実施日の60日前 までに提出するものとし、申請期間は通年とする。

# 第8条(審査)

□本会は、前条の規定により受理した申請内容について、三浦市民生活向上会議ボランティア活動推進部会(以下「部会」とする。)において審議するものとする。但し、必要に応じて、申請者からヒアリング等による説明を受けることができる。

# 第9·10条

### 第9条(交付)

- □本会は、前条の審査結果に基づき、助成金の交付を行う。
- □2 交付が決定した場合、申請者へ書面にて通知するものとする。

### 第10条(変更の承認)

□申請者は、申請内容に変更が生じた場合、事前に本会に 報告し、本会からの承認を得なくてはならない。

## 第11条(実績報告)

- □助成を受けた団体等は、本会が定める様式(別紙「様式II」)を使用し、本会会長宛に実績報告書を提出しなければならない。
- □ 2 実績報告書類は、活動完了の日から14日以内に送付するものとする。
- □ 3 提出された実績報告書類については、必要に応じて 部会に意見を求めることができる。

### 第12条(助成金の返還)

- □ 助成を受けた団体等が下記の行為を行った場合、本会は助成を受けた団体等に対して、既に交付した助成金の全額または一部の返還を求めることができるものとする。
  - (1)10条、11条の報告を怠った場合。
  - (2)助成金を不正に使用したとき。
  - (3)第7条に定めた申請書類の内容と著しく異なった活動のために使用したとき。
  - (4) 助成を受けた団体等の役員等が著しく公序良俗に 反する行為を行ったとき。

### 第13条(情報公開)

- □ 当事業における情報は、選考作業や助成の可否通知 等の事務に活用できるものとする。
- □ 2 助成が決定した場合、対象活動・団体等に関する情報について、本会の公式ホームページ等にて一般に公開できるものとする。
- □3 助成が決定した団体等は、対象活動・団体等の情報の提供に努めるものとする

## 第14条•附則

### 第14条(その他)

□本要綱は、必要に応じて、部会員の過半数以上の同意 により、内容を変更することができるものとする。

### (附則)

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

## 主な変更点は

- □年間を通じての申請受入れ
- □申請書•報告書
- □審査会で説明を求められる

# 申請するには?



## 助成交付

三浦市社会福祉協議会について

総合福祉センター

地域福祉センター

高齢者ふれあいセンター

#### 総合福祉センター

三浦市社会福祉協議会ホーム ▶ 総合福祉センター ▶ ボランティアセンター







#### ボランティアセンターのご紹介

最新更新情報

#### Volunteer Center

What's New

ボランティアセンターは、ボランティア・市民活動に関する様々な相談に応じ、人材の需給調整や 関係機関との連携、情報交換を行い、市民の皆さんと一緒に地域福祉の推進やまちづくりに貢献して いく場です。ボランティア活動したい人はもちろん、ボランティアを依頼したい人にとっても、情報 の発信基地となれるよう、「当たり前のようにあらゆる人たちが利用でき、集まれる場所へ・・・」 をテーマに様々な活動を行っています。





施設·設備案内



活動保険案内



ボランティア 団体一覧





活動助成金



ボランティア 活動情報



### E IVA 広報誌

### 申請書をHP(ボランティア ジ)か窓口で入手

機式[				龙亚		9	264
		市民活動具	)成申請書.				
社会福祉法人三請市	社会福祉協議会	余長 抱					
申請者 (団体) 名。		,					
申請する活動の名称					* n		
					予定日.		
						※実施が	変数目の場合 を配入
希望申請額。					д.,	N = UA	28.
担当者道絡先							
		三浦市。					
	т	EL		FAX.			
	N	A1L.					
	B	£4.					
a contract							
1. 今回申請する							
会とのような理由かり	、この活動をす	関節したいと考え!	ましたか?。				
at the second							
毎どのようなことを いつ(日味)。	/ますか?						
(15 (BB) C)			800%	.4			
誰のために							
ak wie wie.							
何をする。							
a							
\varTheta = ග巻動ග = = =:	「先駆的! とい	うポイントを飲え	て下さい。				
a .							
.1							
a a							

● この活動に、三浦市民をどのように答き込んでいきますか?工夫があ	
at the state of th	
at the second se	
of Control	
d .	60
●この活動の実施後、さらに挑戦してみたい活動があれば教えて下さい	
at the state of th	
a contract of the contract of	
a contract of the contract of	
a contract of the contract of	
A	
●申請する活動にかかるお金を飲えて下さい	
<b>支出項目</b> 。	
何に、	
a .	
a .	
a .	
a .	
a .	
a .	
a .	N/ D
a a	₩F
	<b>※</b> F
a	*F
a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	<b>%</b> F
	<b>*</b> F
a a a a a a a a a a a a a a a a a a a	*F
	**F
	<b>**</b> F
68:- 64:- 64:- 64:- 64:- 64:- 64:- 64:- 64	<b>**</b> F
	**F
68.  ⊕€00500K60BBBC€€50707.  Ø\$2050.  EC#96.	**F
・	**F
68.  ⊕€00500K6@M845€€5570?  Ø£0050.  Æ£096.	**F
きた。	**F
	**R

RSSフィードを表示しています。本文は→	<ul><li>ボランティア活動情報のページはこちらでご覧ください》</li></ul>

# 助成交付までの流れ②

- □申請書を記入(記入方法は後程説明)
- □社協事務局に送付

(~実施日の60日前)





# 助成交付までの流れ③

□日程調整し、審査会を開催



# 助成交付までの流れ④

□結果報告



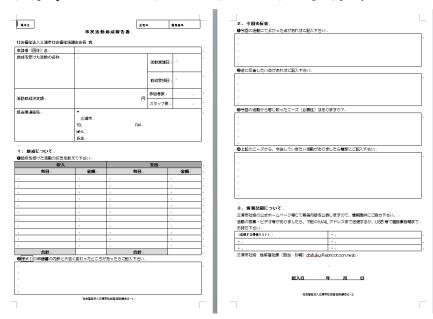
# 助成交付までの流れ5

- □入金
- □HP掲載など情報公開



## 助成交付までの流れ⑥

- □報告書(記入方法は後程説明)
- □活動が(全て)終わった日から14日以内にご送付下さい



# 助成交付までの流れ⑦

三浦市社会福祉協議会

### □結果の情報公開

と表情が好き







■周辺地図・アクセス 🥄 ブライバシーポリシー 🔒 サイトマップ

# 申請書の書き方

様式 I A4両面2ページ 様式Ⅰ。



### 市民活動助成申請書』

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会会長 宛↓

申請者 団体) 名4	⁴○○サークル			
申請する活動の名称₽	○○サークル「高齢者見守りボランティ ア」講習会	実 施 <del>9月15日</del> 予定日←		
	43	※実施が複数日の場合は 初日のみを記入。		
希望申請願₽	12980	円₽		
担当者連絡先↩	₹ <sub>1238-0000</sub>			
	三浦市4 〇〇〇			
	TEL 000-0000 FAX-000-0000			
	MAIL~○○○@○.ne.jp			
	氏名↩三浦はなこ			

Ψ

- 1. 今回申請する活動の概要を教えて下さい↓
- むどのような理由から、この活動を実施したいと考えましたか?
  √
- 三浦市内の見守りボランティアを増やしたいと思い、育成のための講習会を開催したいと考えました。
- Ψ
- ₽

### ②どのようなことをしますか?↓

いつ (日時)+	9月15日13:30~16:00 9月16日13:30~16:00	どこで₽	三浦市総合福祉センター3F 多目的ホール
誰のために↩	見守りボランティアをやってみたい。 見守りボランティアの基礎を勉強し		
何をする↩	♥○○大学○○先生を講師に、高値 ・身につけるための講座を開催します。 ・ 三浦市内在住の18歳以上の方を ・す。	0	

### ❸この活動の ここが創造的! というポイントを教えて下さい~

三浦市内には、認知症や体の不自由を抱えながら自宅で暮らす独居高齢者が多くいます。 見守りのニーズは高いのですが、 見守り活動者は足りていません。

₽

٢

₽

- ◆この活動に、三浦市民をどのように巻き込んでいきますか?工夫があれば教えて下さい~
- \*参加対象者は三浦市民です。15~20名程度で開催したいと考えます。
- \*周知として、三浦市ボランティア連絡協議会登録団体にチラシを配布します。また、三崎地区の商店街の飲食店にてチラシを貼ってもらい、周知にご協力頂きます。

おこの活動の実施後、さらに挑戦してみたい活動があれば教えて下さい

□

\* 講座修了後、(現在見守り活動を行っている)○○サークルのメンバーが同行し、実際に三 崎地区での高齢者見守り活動(実習)を行ってみたいと思います。

### 2. 助成について↓

●申請する活動にかかるお金を教えて下さい↩

支出項目₽	
何仁↩	いくらゃ
講師謝礼	40000
講師お茶代	200
ボランティア行事保険(1名28円×30名×2日間)	1680
チラシ製作費	600
the state of the s	4P
<b>4</b>	₽
÷.	· P
T.	· ·
₽	₽
t)	4
合計₽	① 42480 円

②そのうちのいくら位捻出できそうですか?~

収入項目↩			+
どこから↩		いくらゃ	4
→参加費(1名500円×15名)	4		7500
平成25年度○○財団助成	ø.		20000 4
♥○サークルバザー収益金	4		2000
4	ø		+
₽ P	ą.		4
合計₽	2	29500	円↔

❸活動経費の不足分(①-②の金額)が申請希望額となります~

4				
	申請希望額は、	12980	<u> </u>	です。↩
		社会福祉法人三浦走	第会 I −2.₁	

活動経費合計①42480円-収入合計②29500円

★印:今年度、一度でも申請した方は、変更がない限り **記入不要** です。↩ 3. 申請者について

●日頃、何を目標に活動していますか?★

高齢者の孤独死を防ぐために、主に三崎地区の独居高齢者の見守り活動を行っています。

②普段定期的に行っている活動があれば教えて下さい ★√

			参加	
名称₽	頻度₽	場所₽	市民数型	内容₽
見守り活動	週1回~	三崎地区 独居高齢者宅	会員15名	・独居高齢者のお宅を訪問し、傾聴を行います。また、新聞が抜き取られているか・雨戸が開いているか(安否確認)を日常的に行っています。
<b>ミーティン</b> グ	2ヶ月に1回	青少年会館	会員15名	・日頃の傾聴状況について報告し、情報交換を行います。
4				
4				
4				
4				
4				
4				
4				
₽				

❸三浦市ボランティア連絡協議会に加入していますか?(どちらかに○)★

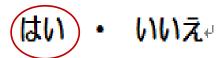
### 4. 広報について√

◆1今回の活動について、どのような広報・周知をしますか?

②助成が決定した場合、三浦市社協の公式ホームページにて周知を致しますので、情報提供にご協力下さい。√ 活動の計画・チラシ等がありましたら、この書類の末尾に添付してご提出下さい√

(添付書類リスト)↩	• 🕫	ţ
• ₽配布用チラシ(案)	• 🗗	₽
• 43	• 4	þ

❸当日ボランティアセンターから見学・取材に伺ってもいいでしょうか?(※伺う際には必ずご連絡致します)√



社会福祉法人三浦市社会福祉協議会 [-3√

### 5. 助成が決定した場合の振込先について↓

**①ご記入下さい** 

<b>♥</b> C807(1/CV1)	
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	銀行・信用金庫√ △△ 支店√
預金種別↩	当座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
□座番号↩	123456
フリガナ↩	マルマルサークル ミウラハナコ
□座名義↩	○○サークル 三浦はなこ
住所↩	三浦市〇〇

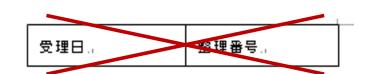
②通帳の表紙のコピーを貼り付けて下さい~



活動初日の60日前までにご提出ください

# 報告書の書き方

様式Ⅱ A4両面1ページ 様式Ⅱ』



### 市民活動助成報告書』

」社会福祉法人三浦市社会福祉協議会会長 宛↩

<u> </u>								
申請者(団体)名↩		ぱつつサークル						4
助成を受けた活動の名称や		●○サークル「 講習会	高齢者見守りボランティア」 団体構成員以外		活動	j実施日↩	9月15•16日	4-
		の人数		助历	炎領日₽ 8月30日		÷	
活動助成決定額。		団体構成員が営に携わった		12980	参加	者数₽	参加者18名 講師1名	÷
				12000	スタ	ッフ数₽	6名 🛂	4
担当者連絡先₽		₹., 238-0000			•			+
		三浦市↩ ○○○						
		TEL 000-0000 FAX+000-0000						
		MAIL → ○○○@○.ne.jp						
		氏名』 三浦は	なこ					

### 助成について√

●助成を受けた活動の収支を教えて下さい~

収入₽		支出₽	
科目↩	金額₽	科目↩	金額₽
参加費(1名500円×18名)	7500	講師謝礼	40000
平成25年度〇〇財団助成	20000	講師お茶代	210
社協助成金	12980	ボランティア行事保険	1400
○○サークルバザー収益金	2000	チーチン製作費	525
₽	Đ	アンケート・次第作成費	345
₽	4	÷	4
₽	47	₽	ب ب
₽	٩	₽	<i>e</i>
₽	٩	₽	ب ب
₽	٠	₽	<i>e</i>
₽	٩	4	4
合計₽	42480	合計₽	42480

②様式 I の申請書の内訳と大きく変わったところがあったらご記入下さい√

・アンケートと配布用の次第を作成しました。 ・

### 2. 今回の反省√

- ●今回の活動にてよかった点があればご記入下さい~
- ◆○○サークルに登録し、見守り活動を行う人が(5名)増えました。
- ・また、南下浦地区に住まわれている方(1名)も、見守り活動を始めるとのことで、○○サークルとして相談を受けています。

### ②逆に反省したい点があればご記入下さい√

\* 見守り活動者を「増やす」ことが目的でしたが、参加者18名中、既に見守り活動をしている人がおよそ半数の9名でした。もし次に行う際には、活動未経験者を多く募るために、周知に工夫をしたいと思います。

+

- ❸今回の活動から感じ取ったニーズ(必要性)はありますか?~
- \*すでに活動されている方も、見守りボランティアについて学びを深めたがっていることが分かりました。参加者アンケートからは、特に、悪徳商法・悪質な勧誘への対処方法を学びたいとの声がありました。
- \*障害児者の見守りについても勉強したいという方もいました。

٥

◆上記のニーズから、今後していきたい活動がありましたら簡潔にご記入下さい√

・悪質商法への対処方法の講習会を、NPO法人〇〇と協働で開催したいと思います。

₽<sup>J</sup>

+

+

+

44

2

### 3. 情報公開について↓

三浦市社協の公式ホームページ等にて報告内容を公表しますので、情報提供にご協力下さい。↩

1つの申請活動につき、必ず1枚以上、写真をご提供下さい。

他に活動のビデオ等がありましたら、下記の MAIL アドレスまで送信するか、USB 等で直接事務局まで↓

お持ち下さい。↩

(送信する情報リスト)↩	・・活動動画(USB持参)	
・アンケートをまとめたもの(添付)	• 4	+
·活動写真(USB持参)	• •	+

三浦市社協 地域福祉課(担当:杉崎)chifuku@apricot.ocn.ne.jp-/

₩

記入日 2013 年 9月27日↓

活動最終日から14日以内にご提出ください